

ばあとなあ千葉・報酬助成制度の概要(申請要件と手続き)

2021年8月31日

【報酬助成額】

- 報酬助成額の上限は、1案件につき15万円/年。

【報酬助成の対象案件と要件】

- 報酬助成の対象となる「低報酬・無報酬」案件とは、被後見人等から受領できる報酬額、自治体等から受領できる報酬助成額の合計額が年額15万円未満となった案件。
- 被後見人等の居住用不動産を除く処分可能な財産（預貯金等）の総額が45万円未満であること（家庭裁判所の報酬審判額が15万円未満の場合を除く）。
- 家庭裁判所による報酬付与審判が決定されていて、決定後、1年以内であること。
- 過去1年以内に当該案件活動報告書（新規、定期、終了）が提出されていること。
- 申請登録員が、県社士会会費、名簿登録料、受任会費を未納していないこと。

【申請受付と必要な書類】

- 申請の受付

千葉県社会福祉士会事務局で、以下の必要書面の郵送、持参での受付。当面は、事前に相談のこと。

- 申請に必要な書面

- ・報酬助成申請書（千葉県社会福祉士会WEBサイトに掲載。ダウンロード可）。
- ・家庭裁判所の発行した報酬審判書の謄本の写
- ・家庭裁判所に提出した財産目録の写
- ・自治体から報酬助成却下（決定）通知書の写
※家庭裁判所の報酬付与審判の報酬額が15万円未満で、報酬助成上限額（15万円）との差額のみ助成申請の場合は不要。
- ・被後見人等の預貯金預貯金通帳の写（最新のものをもとに）
- ・被後見人等、自治体等から受領した報酬（助成）金がある場合は、その受領書等の写

【関連規程】（千葉県社会福祉士会WEBサイト掲載）

- 規程第21号権利擁護センターばあとなあ千葉運営規程
- 規程第22号ばあとなあ千葉名簿登録規程
- 規程第32号ばあとなあ千葉 受任会費に関する規程
- 規程第33号「ばあとなあ千葉 報酬助成に関する規程